

## 国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領

平成16年4月1日  
制 定

### (目的)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産等管理要項（以下「固定資産等管理要項」という。）第20条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が所有する有形固定資産（固定資産等管理要項第3条第1項第1号に規定する有形固定資産をいう。）及びその他の物品（固定資産等管理要項第4条第1項に規定するその他の物品をいう。）（以下これらを「資産」という。）の貸付の取扱いについて必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 貸付に係る取扱いについては、法令及び本学の諸規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十四条の二に基づく貸付の取扱いは別に定める。

### (貸付の範囲)

第3条 本学の資産は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条に規定する本学の業務及び資産本来の用途又は目的を妨げない限度において貸し付けることができる。ただし、利用目的が次の各号の一に掲げる場合は、貸し付けることができない。

- (1) 国立大学法人に相応しくないものその他公序良俗に反するもの
- (2) 特定の業界又は団体等を利するもの

### (無償貸付)

第4条 資産は、次に掲げる場合においては、無償で貸し付けることができる。

- (1) 国及び地方公共団体等において、公共用又は公用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 災害が発生した場合における応急の用に供するために貸付を認める場合
- (3) 本学の職員等の福利厚生を目的とする法人その他の団体がその事業の用に供するために資産を貸し付ける場合
- (4) 教育、研究を委託若しくは共同で行う場合に資産を貸し付ける場合で、当該契約書等に当該資産を貸し付けることが明記されている場合

(5) その他学長（委任を受けた職員を含む。以下同じ。）が認めた場合

（減額貸付）

第5条 本学が現に行っている教育、研究と密接に関連し、かつ、当該教育、研究の効率的推進に特に有益であると認めた本学以外の者が行う研究について資産を貸し付ける場合においては、第10条による貸付料から5割以内を減じた額で貸し付けることができる。

（資産の貸付とみなさない範囲）

第6条 次の各号に掲げる資産を使用させる場合は、この要領でいう貸付とはみなさない。

- (1) 本学の業務の一部を本学以外の者に委託した場合において、当該業務を行うために必要な資産で、本学の資産を使用させることが契約書等に明記されており、かつ、当該貸付目的以外に本学の資産を使用しない場合
- (2) 清掃、警備、運送等の役務を本学以外の者に行わせる場合に必要な資産
- (3) 本学の業務の用に供する物件の工事、製造及び調査のために必要な資産
- (4) その他本学の業務を遂行するため本学以外の者に使用させる資産で学長が定めるもの

（貸付の手続）

第7条 資産の貸付を希望する者（以下「借受者」という。）は、資産貸付承諾申請書（別紙様式第1号）を、担当部署に提出するものとする。

- 2 前項による申込があったときは、貸付の諾否について学長の決裁を得るものとする。
- 3 学長が資産の貸付を承認した場合は、原則として、別紙様式第2号から別紙様式第5号までの契約書により契約を締結するものとする。なお、契約条項は必要に応じて定めることができる。

（貸付期間）

第8条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じて貸付期間を更新することを妨げない。

- 2 前項ただし書により、貸付期間の更新を希望する場合は、借受者は原則として貸付期間の満了2ヶ月前までに貸付期間更新申請書（別紙様式第6号）を担当部署に提出するものとする。
- 3 貸付契約をする期間を1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の程度に応じて定めるものとする。

(付保)

第9条 学長は、資産の貸付において、必要に応じて借受者に本学を受取人とする損害賠償保険契約を締結させることができる。

(貸付料の算定)

第10条 資産の貸付料は、別に定める資産貸付料算定基準に基づいて算定した額に消費税及び地方消費税並びに固定資産税の相当額を加えた額とする。

(貸付料の納付)

第11条 借受者は、本学が発行する請求書に基づき、指定された期日までに貸付料を納付しなければならない。

(延滞金)

第12条 借受者は、前条により指定された期日までに貸付料を納付しなかった場合は、指定された期日の翌日から本学が収納した日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

(転貸禁止)

第13条 借受者は、借受資産を第三者に転貸してはならない。

(報告等)

第14条 学長は、必要があると認めるときは、貸付資産の使用状況について借受者から報告を徴し、又は立ち入り調査をすることができる。

2 借受者は、借受資産を滅失又は毀損したときは、遅滞なく滅失又は毀損の状況に関して滅失毀損報告書を担当部署に提出しなければならない。

(賠償責任)

第15条 学長は、前条第2項の場合において、滅失又は毀損が借受者の責に帰すべき事由により発生したものと認めるときは、借受者にその負担において滅失又は毀損した貸付資産を補填若しくは修理をさせ、又は金銭をもって、その損害を賠償させることができる。

(違反事項)

第16条 学長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、資産の貸付契約を解除し、又は返納すべき期日及び場所を指定して貸付資産の返納を命ずることができる。

- (1) 貸付料を納付しなかったとき。
- (2) 貸付資産を契約目的以外の用に供したとき。
- (3) 貸付資産を転貸したとき。
- (4) 貸付資産を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。
- (5) 契約条項に規定する条件に違反したとき。
- (6) この要領に基づく学長の命令若しくは処分に違反したとき。

(光熱水料の納付)

第17条 借受者は、貸付資産において使用した電力料、水道料、電話料、ガス料等を納付しなければならない。

(事故の責任)

第18条 借受者は、貸付期間中に生じた一切の事故についてその責を負わなければならない。ただし、不可抗力による災害については、この限りでない。

(原状回復等)

第19条 借受者は、貸付期間が終了したときは、学長が指定した期日までに原状回復の上、当該資産の引き渡しをしなければならない。ただし、契約条項で別に定めた場合においてはこの限りではない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、資産の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日制定)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月24日制定)

この要領は、平成29年7月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第7条第1項関係）

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申請者 住所  
氏名

### 資産貸付承諾申請書

下記のとおり借受いたしたく、関係資料を添付して申請します。

1. 借受しようとする資産

（1）所在

（2）区分

（3）数量

2. 借受しようとする理由

3. 利用計画（事業計画）

4. 借受しようとする期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. その他参考となるべき事項

別紙様式第2号（第7条第3項関係）

## 資産賃貸借契約書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった資産の貸付について、国立大学法人東京医科歯科大学長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△△△（以下「乙」という。）は下記の条項により資産の賃貸借に関する契約を締結する。

### 記

（貸付物件）

第1条 貸付する物件は次のとおりとする。

資産の名称等

規格

数量

区分

使用部分 別紙のとおり

（指定する用途）

第2条 乙は、前条の物件を〇〇〇の用に供さなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、貸付の更新を受けようとするときは、貸付期間の満了2ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料）

第4条 貸付料は、〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額並びに固定資産税額を含む。）とし、甲の発する請求書により指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。

2 指定した期日までに貸付料の納付がなされなかった場合は、指定した期日の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 甲は、経済情勢の変動、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領の改廃、その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、貸付料を改定することができる。

（貸付資産の引渡及び返納）

第5条 貸付資産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。

（経費の負担）

第6条 乙は、貸付資産に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければならない。ただし、甲が特に承認した場合は、この限りでない。

2 貸付資産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。

(物件保全義務等)

第7条 貸付資産は、本来の用途又は目的を妨げない限度において貸し付けるものであり、乙は善良な管理者の注意義務をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなければならない。

(借受上の制限)

第8条 乙は、第3条の期間中、貸付資産を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 乙は、貸付資産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 乙は、貸付資産について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領（以下「取扱要領」という。）を遵守しなければならない。

(契約の中断)

第9条 甲が貸付資産を必要としたときは、この契約を中断し、甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については貸付期間を延長するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は原則として1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときは、書面をもって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除し、乙は甲の指定した期日及び場所に速やかに返納しなければならない。

(1) 貸付料を納付しなかったとき。

(2) 貸付資産を契約目的以外の用に供したとき。

(3) 貸付資産を転貸したとき。

(4) 貸付資産を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。

(5) この契約に違反したとき。

(6) 取扱要領に基づく甲の命令若しくは処分に違反したとき。

(原状回復)

第11条 甲又は乙がこの契約を解除したとき又は貸付期間が満了したときは、乙は自己の負担で、甲の指定する期日までに貸付資産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担において、これを行うことができる。この場合乙は何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰する事由により、貸付資産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付資産の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付資産を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 第10条に規定する契約の解除が行われた場合においては、乙は貸付資産に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付資産について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(端数の取扱)

第15条 この契約の定めにより計算した額に、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約及び、その他貸付資産の使用等について、疑義を生じたときは、甲乙間において協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区湯島1丁目5番45号  
国立大学法人東京医科歯科大学長  
〇〇 〇〇

乙 △△△△△△△△△

別紙様式第3号（第7条第3項関係）

## 資産使用貸借契約書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった資産の使用貸借について、国立大学法人東京医科歯科大学長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△△（以下「乙」という。）は下記の条項により資産の使用貸借に関する契約を締結する。

### 記

（使用貸借物件）

第1条 使用貸借をする物件は次のとおりとする。

資産の名称等

規格

数量

区分

使用部分 別紙のとおり

（指定する用途）

第2条 乙は、前条の物件を〇〇〇の用に供さなければならない。

（使用貸借期間）

第3条 使用貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、使用貸借の更新を受けようとするときは、使用貸借の満了2ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料）

第4条 貸付料は、無償とする。

（使用貸借資産の引渡及び返納）

第5条 使用貸借資産の引渡及び返納は、甲が指定する期日及び場所において行う。

（経費の負担）

第6条 乙は、使用貸借資産に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の使用料金を負担しなければならない。ただし、甲が特に承認した場合は、この限りでない。

2 使用貸借資産の引渡及び返納に要する費用は、乙の負担とする。

（物件保全義務等）

第7条 使用貸借資産は、本来の用途又は目的を妨げない限度において使用貸借するものであり、乙は善良な管理者の注意義務をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて乙の負担とする。

- 3 乙は、甲の指示があった場合には、甲を受取人とする損害賠償保険等の契約を締結しなければならない。

(借受上の制限)

- 第8条 乙は、第3条の期間中、使用貸借資産を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 2 乙は、使用貸借資産を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
  - 3 乙は、使用貸借資産について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。
  - 4 乙は、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領（以下「取扱要領」という。）を遵守しなければならない。

(契約の解除)

- 第9条 甲又は乙は原則として1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方がこの契約条項に正当な理由なくして違反したときは、書面をもって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。
  - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除し、乙は甲の指定した期日及び場所に速やかに返納しなければならない。
    - (1) 使用貸借資産を契約目的以外の用に供したとき。
    - (2) 使用貸借資産を転貸したとき。
    - (3) 使用貸借資産を善良な管理者の注意義務をもって管理しなかったとき。
    - (4) この契約に違反したとき。
    - (5) 取扱要領に基づく甲の命令若しくは処分に違反したとき。

(原状回復)

- 第10条 甲又は乙がこの契約を解除したとき又は使用貸借期間が満了したときは、乙は自己の負担で、甲の指定する期日までに使用貸借資産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担において、これを行うことができる。この場合乙は何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、その責に帰する事由により、使用貸借資産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用貸借資産の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用貸借資産を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 第9条に規定する契約の解除が行われた場合においては、乙は使用貸借資産に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、使用貸借資産について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第14条 この契約及び、その他使用貸借資産の使用等について、疑義を生じたときは、甲乙間において協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区湯島1丁目5番45号  
国立大学法人東京医科歯科大学長  
○○ ○○

乙 △△△△△△△△

## 賃貸借契約書

国立大学法人東京医科歯科大学長 ○○○○（以下「甲」という。）と△△△△△（以下「乙」という。）とは、後記目録記載の○○○○他○点（以下、単に「物件」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 甲は、甲の所有する物件を有償で乙に貸し渡し、乙は甲からこれらを借り受ける。

（物件の引渡し）

第2条 物件の引渡しは、平成 年 月 日、甲乙双方の立会いの下に、物件所在地において行われるものとする。

2 乙は、引渡しに当たって、引渡しを受けたことを証する書面を甲に提出するものとする。

（貸付期間）

第3条 本契約に基づく貸付期間は、前条第1項による引渡日から、平成 年 月 日までとする。

2 乙は、貸付の更新を受けようとするときは、貸付期間の満了2ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

（貸付料）

第4条 貸付料は、○, ○○○円（消費税額及び地方消費税額並びに固定資産税額を含む。）とし、甲の発する請求書により指定する方法で指定する期日までに納入しなければならない。

2 指定した期日までに貸付料の納付がなされなかった場合は、指定した期日の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 甲は、経済情勢の変動、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱 要領の改廃、その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、貸付料を改定することができる。

（取扱要領の遵守）

第5条 乙は、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領を遵守しなければならない。

（善管義務）

第6条 乙は、善良なる管理者として物件を維持管理するものとする。

2 乙は、物件を毀損したときは、直ちに甲に通知するものとし、その後、甲の指示に従って物件を修復するものとする。なお、損害のあるときは、損害賠償をするものとする。

(使用目的)

第7条 乙は、物件を〇〇〇〇〇〇にのみ使用するものとし、その他の目的にこれを使用しないものとする。

(費用負担)

第8条 乙は、物件の維持管理及び修理等に要する費用を全て負担するものとする。

(付保)

第9条 乙は、甲の指示があった場合には、物件につき、甲の指定する保険会社との間で、甲の指定する期間と条件で災害保険契約を締結し、その保険料を全額負担する。

2 乙は、前項に基づく保険金請求権につき質権設定の手続を甲のためにする。

(転貸等の禁止)

第10条 乙は、本契約による貸付期間は、第三者に物件を転貸し、又は本契約により取得した権利を譲渡できない。

2 乙は、物件の機能を改変しようとするとき又は設置場所を著しく変更するときは、甲の承諾を得なければならない。

(契約の中断)

第11条 甲が物件を必要としたときは、この契約を中断し、甲の使用を優先するものとし、甲の使用により中断された期間については貸付期間を延長するものとする。

(契約の失効)

第12条 物件の全部又は一部が、天災地変その他甲及び乙の責に帰さない理由で滅失し、乙の目的が達せられない状態になったときは、本契約はその滅失のときをもって解除される。

(原状回復)

第13条 乙は甲に対して、本契約が終了したときは、物件を原状に復帰させた上、返還するものとする。

2 甲は、乙が前項に違反したときは、乙の全額負担の下に物件を原状に復帰できる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約の条項に一にでも違反したときは、乙に対する通告を何ら要することなく、本契約を直ちに解除することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 前条に規定する契約の解除が行われた場合においては、乙は物件に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、物件について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(端数の取扱)

第17条 この契約の定めにより計算した額に、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(紛争の解決)

第18条 本契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

(規定外条項)

第19条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項の生じたとき、又は本契約各条項の解釈について、疑義が生じたときは、協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区湯島1丁目5番45号  
国立大学法人東京医科歯科大学長  
○○ ○○

乙 △△△△△△△

## 無償使用貸借契約書

国立大学法人東京医科歯科大学長 ○○○○（以下「甲」という。）と△△△△△（以下「乙」という。）とは、後記目録記載の○○○○他○点（以下、単に「物件」という。）の貸借に関し、次のとおり契約する。

### （目的）

第1条 甲は、甲の所有する物件を無償で乙に貸し渡し、乙は甲からこれを借り受ける。

### （物件の引渡し）

第2条 物件の引渡しは、平成 年 月 日、甲乙双方の立会いの下に、物件所在地において行われるものとする。

2 乙は、引渡しに当たって、引渡しを受けたことを証する書面を甲に提出するものとする。

### （貸借期間）

第3条 本契約に基づく貸借期間は、前条第1項による引渡日から、平成 年 月 日までとする。

2 乙は、前項の期間満了前であっても、1ヶ月前までにその旨を書面をもって甲に通知することにより、本契約を解除でき、その場合は解除後直ちに物件を甲に返還するものとする。

3 甲は、自己が物件を使用する等の必要があるときは、第1項に定める期間満了前に本契約を解除でき、その場合は解除予定日の1ヶ月前までに書面をもって乙に通知するものとする。

4 乙は、貸借の更新を受けようとするときは、第1項に定める期間満了2ヶ月前までに、書面をもって甲に申請しなければならない。

### （取扱要領の遵守）

第4条 乙は、国立大学法人東京医科歯科大学資産貸付取扱要領を遵守しなければならない。

### （善管義務）

第5条 乙は、善良なる管理者として物件を維持管理するものとする。

2 乙は、物件を毀損したときは、直ちに甲に通知するものとし、その後、甲の指示に従って物件を修復するものとする。なお、損害のあるときは、損害賠償をするものとする。

### （使用目的）

第6条 乙は、物件を〇〇〇〇〇〇にのみ使用するものとし、その他の目的にこれを使用しないものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、物件の維持管理及び修理等に要する費用を全て負担するものとする。

(付保)

第8条 乙は、甲の指示があった場合には、物件につき、甲の指定する保険会社との間で、甲の指定する期間と条件で災害保険契約を締結し、その保険料を全額負担する。

2 乙は、前項に基づく保険金請求権につき質権設定の手続を甲のためにする。

(転貸等の禁止)

第9条 乙は、本契約による貸借期間は、第三者に物件を転貸し、又は本契約により取得した権利を譲渡できない。

2 乙は、物件の機能を改変しようとするとき又は設置場所を著しく変更するときは、甲の承諾を得なければならない。

(契約の失効)

第10条 物件の全部又は一部が、天災地変その他甲及び乙の責に帰さない理由で滅失し、乙の目的が達せられない状態になったときは、本契約はその滅失のときをもって解除される。

(原状回復)

第11条 乙は甲に対して、本契約が終了したときは、物件を原状に復帰させた上、返還するものとする。

2 甲は、乙が前項に違反したときは、乙の全額負担の下に物件を原状に復帰できる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約の条項に一にでも違反したときは、乙に対する通告を何ら要することなく、本契約を直ちに解除することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 前条に規定する契約の解除が行われた場合においては、乙は物件に投じた維持保存等のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、物件について、随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(紛争の解決)

第15条 本契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、甲の所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

(規定外条項)

第16条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項の生じたとき、又は本契約各条項の解釈について、疑義が生じたときは、協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都文京区湯島1丁目5番45号  
国立大学法人東京医科歯科大学長  
○○ ○○

乙 △△△△△△△

別紙様式第6号（第8条第2項関係）

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

申請者 住所  
氏名

### 貸付期間更新申請書

下記のとおり期間を更新して借受いたしたく、関係資料を添付して申請します。

1. 借受しようとする資産

(1) 所在

(2) 区分

(3) 数量

2. 借受しようとする理由

3. 利用計画（事業計画）

4. 借受しようとする期間

現借受期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

更新借受期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. その他参考となるべき事項